千葉市地域公共交通支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市地域公共交通支援事業支援金(以下「支援金」という。)の交付について、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)「新型コロナウイルス感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第1条第15項に規定する5類感染症をいう。
 - (2)「路線バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3 条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行い、千葉市内を走行 する路線バスを運行する者をいう。
 - (3)「タクシー事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3 条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
 - (4)「モノレール事業者」とは、軌道法(大正10年法律第76号)第3条に 規定する特許を受け軌道事業を行う者をいう。
 - (5)「交通事業者」とは、路線バス事業者及びタクシー事業者、モノレール事業者をいう。

(交付目的)

第3条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続き、昨今の原油価格・物価高騰など、厳しい事業環境にありながらも、社会生活維持のために必要な業種として運行の維持・継続に努めている路線バスやタクシー等の公共交通事業者が安全・安心な運行を継続するために必要な費用を支援し、誰もが安心して利用できる公共交通の利用環境整備を図ることを目的とする。

(支援金の交付)

第4条 市長は前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「支援事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「支援対象者」という。)に対し、同表の第3欄に掲げる期間に実施した事業を対象として、

予算の範囲内で支援金を交付する。

- 2 本支援金の額は、本支援事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下「支援対象経費」という。)の額に同表の第5欄に定める率(以下「支援率」という。)を乗じて得た額(千円未満は切り捨てとし、同表第6欄に定める額を上限額とする。)以下とする。
- 3 支援対象者は、次の要件をすべて満たしていなければならないものとする。
- (1) 市内に本社または営業所を持つ事業者
- (2) 市税について、適正に申告し、完納(延滞金を含む)していること。
- (3) 関係する法令等の規定を遵守していること。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により支援金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきであると認めたときは、規則第6条の規定により支援金交付決定通知書(第2号様式)により支援金の交付申請者に通知する。
- 2 市長は、支援金の交付が適当でないと認めたときは、規則第4条第3項の規 定によりその旨を記した支援金不交付決定通知書(第3号様式)により支援金 の交付申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

- 第7条 前条第1項の規定により、支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、内容を変更しようとするときは、速やかに支援金変更等申請書(第4号様式)及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 交付決定者は、支援事業を中止する場合、速やかに支援金変更等申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認又は差戻し)

第8条 市長は前条の規定により申請があり、その内容を審査した結果、支援金の交付を変更することが適当であると認めたときは、変更承認通知書(第5号様式)及び支援金交付変更決定通知書(第2号様式)により交付決定者に通知するものとし、適当でないと判断したときは、変更差戻し通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、支援事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、 支援金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、規則第13条の規定に より支援金交付確定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものと する。

(支援金支払いの請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定により支援金交付確定通知書を受領したと きは、速やかに交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

- 第12条 交付決定者は、概算払による支援金の支払いを希望する場合、1回に限り交付決定額の2分の1(千円未満は切り捨て)を限度に概算払請求できるものとし、概算払請求書(第9号様式)を提出するものとする。
- 2 市長は、概算払の必要性を認め、支援金の支払いを行うときは、概算払額支 払通知書(第10号様式)によりあらかじめ通知するものとする。
- 3 交付決定者は、概算払を受けようとするときは、支援金にかかる専用口座を 設けるものとし、支援事業期間中は当該口座を概算払の受け入れ、支援対象経 費の支払い及び支援事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用い てはならないものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による概算払を受けた交付決定者について、第10条の支援金額確定の審査において、支援対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、支援金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、 支援金交付決定取消通知書(第11号様式)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、支援金返

還命令書(様式第12号)によるものとする。

(支援事業の遂行命令等)

- 第15条 市長は、支援金交付及び支援事業の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に報告を求め、又は交付決定者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による立入検査等の結果に基づき、支援事業が法令、本 要綱、交付の決定またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認め られるときは、交付決定者に対し、これらに従って支援事業を遂行すべきこと を命令することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

1	2	3	4	5	6
支援事業	支援対象者	支援対象期間	支援対象経費	支援率	限度額
感染拡大防止対策支援事業	路線バス事業者	令和5年4月1日 から 令和6年2月28日	新型コロナウイルス感染拡 大防止対策(設備投資、物 資の購入等)に係る費用 (消費税及び地方消費税、 その他租税公課相当額除 く)(※1)	1/2	登録車両(※2) 1台につき5万円
					登録車両(※3) 1台につき2万円
	モノレール事業者				1車両につき 15万円
運転手養成 支援事業 (※3)	路線バス事業者	令和5年8月1日 から 令和6年2月28日	社員(内定者含む)の大型 二種免許取得のために運転 手養成支援制度により貸付 等をした教習費用(消費税 及び地方消費税、その他租 税公課相当額除く)	1/2	大型二種免許取得者 1人につき30万円
	タクシー 事業者		社員(内定者含む)の普通 二種免許取得のために運転 手養成支援制度により貸付 等をした教習費用(消費税 及び地方消費税、その他租 税公課相当額除く)	1/2	普通二種免許取得者 1人につき5万円

^{※1} 国・地方公共団体からの補助金(地域公共交通臨時支援事業等)を事業経費の一部に充当する場合、 同一項目に対する支援については、補助額を除いた額を補助対象とする。

^{※2} 登録車両とは、道路運送法第5条第1項第3号に基づく事業計画に定める事業用自動車の数(事業計画に変更があった場合は変更後の届出数)のうち、市内の運行に供している車両数のことを指す。

^{※3} 支援対象者が実施する、運転手養成のために免許取得希望者に教習費用の貸付等を行う制度のことを 指す。

(あて先) 千葉市長

千葉市地域公共交通支援事業支援金交付申請書

千葉市地域公共交通支援事業支援金の交付を受けたいので、千葉市補助金等 交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

支援事業の名称	
総事業費	
支援対象経費上限額	
交付申請額	
総事業費のうち、支 援金以外で賄われる 額	(負担方法) 自社資金・その他 ()
添付書類	 事業実施計画書 誓約書 市税納付・納入確認同意書
支払方法	概算払 ・ 完了払

第2号様式(第6条関係、第8条関係)

千葉市指令都交第 号 年 月 日

様

千葉市長

钔

千葉市地域公共交通支援事業支援金交付(変更)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度千葉市地域公共交通支援事業支援金について、下記のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

支援金交付額

円

(交付の条件)

- 1 千葉市補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び千葉市地域公共交通支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)に従わなければならない。
- 2 支援事業の内容又は支援対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、支援 金変更等申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 支援金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた支援金の一部を市に返還すべき場合 が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- 4 規則第17条第1項の規定により支援金の交付の決定の取消しにより、支援金の返還の請求を受け、 当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条の規定により、延滞金を市に納付する。
- 5 支援金の返還の請求を受け、当該支援金、延滞金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき 支援金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 6 支援事業の完了により当該支援対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該支援 金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した支援金の全部又は一部に相当する金額を市に返 納すること。
- 7 支援対象者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておくこと。

第3号様式(第6条関係)

千葉市指令都交第 号

年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市地域公共交通支援事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度千葉市地域公共交通支援事業支援金について、下記のとおり不交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

記

(理由)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地 申請者 名称 代表者氏名 (※) 連絡先 mail: (※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市地域公共交通支援事業支援金変更等申請書

年 月 日付け、千葉市指令都交第 号により支援金交付決定 通知を受けた標記について、申請内容を下記のとおり変更したいので、申請しま す。

- 1 申請内容の変更
- (1)変更事項
- (2) 変更前
- (3) 変更後
- 2 支援事業の変更(中止)の理由
- 3 添付書類(変更しないものは除く)
- (1) 事業計画書
- (2) その他必要と認める書類

千葉市指令都交第 号 年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市地域公共交通支援事業支援金(変更承認/変更差戻し)通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度千葉市地域公共交通支援 事業支援金について、下記のとおり決定したので、千葉市地域公共交通支援事業 実施要綱第8条の規定により、通知します。

記

[変更内容]

- □ 上記の変更内容を承認します。
- □ 上記の変更内容について差戻し、再考を依頼します。 〔理由〕

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地 申請者 名称 代表者氏名 (※) 連絡先 mail: (※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市地域公共交通支援事業実績報告書

年 月 日付け、千葉市指令都交第 号により支援金交付決定 通知を受けた標記について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、下 記のとおり報告します。

記

年 月

 \exists

- 1 支援事業に要した経費の額
 円

 2 支援金の交付決定額及び精算額
 円

 (1) 交付決定額
 円

 (2) 精算額
 円
- 4 添付書類
- (1) 事業実績書

3 事業完了年月日

(2) その他必要と認める書類

第7号様式(第10条関係)

千葉市達都交第 号 年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市地域公共交通支援事業支援金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、下記のとおり支援金の額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

支援金の額 金 円

千葉市地域公共交通支援事業支援金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地 申請者 名称 代表者氏名 (※) 連絡先 mail: (※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達 第 号で支援金の額の確定の あった標記支援金について、千葉市補助金等交付規則第16条の規定により、下 記のとおり支援金の支払いを請求します。

記

金

振込先金融機関 銀行 支店

口座種別 口座番号

千葉市地域公共交通支援事業支援金概算払請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

年 月 日付け千葉市指令都交第 号で支援金の額の決定 のあった標記支援金について、千葉市地域公共交通支援事業実施要綱第12条 第1項の規定により、下記のとおり支援金の支払いを請求します。

支援金決定額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払いを希望する理由	
口座情報	銀行名 支店名 口座番号 口座名義(フリガナ)
添付書類	専用口座の預金通帳の写し

第10号様式(第12条関係)

千都交第号年月日

印

様

千葉市長

千葉市地域公共交通支援事業支援金概算払額支払通知書

年 月 日付けで請求のあった、 年度千葉市地域公共交通支援事業支援金の概算払額について、下記のとおり支払いますので、千葉市地域公共交通支援事業支援金実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

概算払額 円

振込予定日 令和 年 月 日

第11号様式(第13条関係)

千葉市達都交第 号

年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通支援事業支援金交付決定取消通知書

月 日付で交付決定した千葉市地域公共交通支援事業支援金について、下記の理由により取り消しますので通知します。

記

1 支援金の交付決定額

円

2 理由

 千葉市達都交第
 号

 年
 月
 日

様

千葉市長 印

千葉市地域公共交通支援事業支援金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

- 1 支援金の交付決定額 円
- 2 支援金の交付確定額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法

第1号様式 別添

(あて先) 千葉市長

誓 約 書

年 月 日

今般の千葉市地域公共交通支援事業の支援金の交付申請に関し、千葉市 暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条に規定する暴力団、暴排条例第2条第3項に規定する暴力団員等、 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当して いないことを誓約するとともに、当該措置要件の該当の有無について警察 等捜査機関に照会されても異議ありません。

第1号様式 別添

(あて先) 千葉市長

年 月 日

所在地 申請者 名称 代表者氏名 (※) 連絡先 mail: (※) 法人の場合は、記名押印してください。

(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

市税納付 • 納入確認同意書

千葉市地域公共交通支援事業の支援金交付申請に伴い、千葉市地域公共交通 支援事業支援金交付要綱第4条第3項の規定により、市において、支援金交付 申請者の市税(延滞金を含む)の納付状況等について確認することに同意しま す。